

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 51 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開 催 年 月 日	平成 27 年 2 月 18 日（水曜日）	開 会 13 時 31 分	閉 会 16 時 25 分
開 催 場 所	第一委員会室		
出 席 委 員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内 議長	事 務 局	菊井事務局長 和田副主幹
欠 席 委 員	なし		平川係長
説 明 員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	○ 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」 への対応について		
	○ 滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例について		
	(1) 平成 26 年度一般会計補正予算について		
	(2) 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について		
	(3) 滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について		
	(4) 石狩川流域下水道組合における汚泥等処理（M I C S）事業について		
	(5) 平成 26 年度一般会計補正予算について		
	(6) 平成 26 年度国民健康保険特別会計補正予算について		
	(7) 平成 26 年度一般会計補正予算について		
	(8) 三種混合ワクチン販売中止に伴う対応について		
	(9) 平成 26 年度一般会計補正予算について		
	(10) 平成 26 年度一般会計補正予算について		
	(11) 滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例について		
	(12) 平成 26 年度介護保険特別会計補正予算について		
	(13) 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）		
	(14) 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例について		
	(15) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について		
	(16) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について		

議 事 の 概 要	(17) 平成26年度一般会計補正予算について
	(18) 滝川市における子ども・子育て支援法第 87 条の規定に基づく過料に関する条例について
	(19) 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例について
	(20) 滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例について
	(21) 滝川市子ども・子育て支援事業計画案について
	2. 第 1 回定例会以降の調査事項について
	別紙調査事項のとおりとすることに決定した。
	3. その他について
	なし
	4. 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
上記記載のとおり相違ない。	
厚生常任委員長 関藤 龍也 ㊞	

平成27年2月17日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成27年2月3日付け滝議第184号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部企画課長	深 村 栄 司
総務部企画課長補佐	稲 井 健 二
総務部企画課係長	伊 吹 竜 也
総務部企画課主査	安 田 健 二
総務部財政課長	高 橋 一 美
総務部財政課長補佐	堀 勝 一
市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部次長	田 中 嘉 樹
市民生活部くらし支援課長補佐	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課係長	大 橋 晃 久
市民生活部保険医療課長	榎 木 康 人
市民生活部保険医療課長補佐	橋 本 景 子
市民生活部保険医療課長補佐	寺 嶋 悟
市民生活部保健医療課係長	石 原 禎 康
市民生活部保健医療課主査	橋 本 洋 衣
市民生活部保健医療課主査	須 見 公実子
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課長補佐	杉 山 敏 彦
保健福祉部福祉課係長	堀 鋼 治
保健福祉部子育て応援課長	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課係長	庄 野 憲 宗
保健福祉部子育て応援課係長	小 山 さゆり
保健福祉部子育て応援課主査	関 山 佳 世
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課主幹	柳 圭 史

保健福祉部介護福祉課係長
保健福祉部介護福祉課係長
保健福祉部介護福祉課主査
保健福祉部健康づくり課長
保健福祉部健康づくり課主幹
保健福祉部健康づくり課長補佐
保健福祉部健康づくり課係長
保健福祉部健康づくり課主査

菅 野 尚 美
鈴 木 勝 敬
須 藤 公 夫
長 瀬 文 敬
織 田 恵 子
白 石 美 幸
運 上 明 子
岩 佐 享

(総務部総務課総務係)

○開 会

○委員長挨拶(委員動静)

1. 所管からの報告事項について

- 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」への対応について (資料) 総務部
- 滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例について (資料) 保健福祉部
市民生活部

《市民生活部》

- (1) 平成26年度一般会計補正予算について (資料) 暮らし支援課
- (2) 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について (資料) 暮らし支援課
- (3) 滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について (資料) 暮らし支援課
- (4) 石狩川流域下水道組合における汚泥等処理(MI C S)事業について (資料) 暮らし支援課
- (5) 平成26年度一般会計補正予算について (資料) 保険医療課
- (6) 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算について (資料) 保険医療課

《保健福祉部》

- (7) 平成26年度一般会計補正予算について (資料) 健康づくり課
- (8) 三種混合ワクチン販売中止に伴う対応について (資料) 健康づくり課
- (9) 平成26年度一般会計補正予算について (資料) 福祉課
介護福祉課
子育て応援課
- (10) 平成26年度一般会計補正予算について (資料) 福祉課
- (11) 滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例について (資料) 福祉課
- (12) 平成26年度介護保険特別会計補正予算について (資料) 介護福祉課
- (13) 公の施設の指定管理者の指定について(軽費老人ホーム) (資料) 介護福祉課
- (14) 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例について (資料) 介護福祉課
- (15) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (資料) 介護福祉課
- (16) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (資料) 介護福祉課
- (17) 平成26年度一般会計補正予算について (資料) 子育て応援課
- (18) 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例について (資料) 子育て応援課
- (19) 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例について (資料) 子育て応援課
- (20) 滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例について (資料) 子育て応援課
- (21) 滝川市子ども・子育て支援事業計画案について (資料) 子育て応援課

2. 第1回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第51回 厚生常任委員会

H27. 2. 18 (水) 13 : 30 ~

第 一 委 員 会 室

開 会 13 : 31

委員長 ただいまから第51回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席、議長の出席をいただいております。傍聴として山本議員が出席しております。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきますが、市民生活部の(4)、保健福祉部の(8)、(21)以外は、議案関連となっておりますので、ご留意願います。

まず、地域住民生活等緊急支援のための交付金への対応についての説明を求めます。

○「地域住民生活等緊急支援のための交付金」への対応について

稲井課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内 考え方として、プレミアム商品券については前回もプレミアム商品券の事業を実施したと思うのですが、そういった効果を踏まえてこの事業にしたのか、幾つかの事業がある中から最も政府が求める地域の消費の喚起ということで見たら、これが最もすぐれているということだったのか、これを取り入れた考え方について伺いたいと思います。なぜ聞くかというと、1つはプレミアム商品券を買える人はお金を持っている人なのです。本当に日々の生活が苦しい人は買えないのです。だから、そういう方に対してはまた別にすることにも含めて考えられてこれを選択したのか、どういうことなのかということをお聞きしたいと思います。

稲井課長補佐 プレミアム商品券の事業の構築の考え方ですけれども、委員が今おっしゃられたとおり、今回の交付金に当たりましてプレミアム商品券の消費喚起効果が高いものであることから、優先的にこれには取り組んでほしいということで国からの説明がございました。前回の効果を踏まえてということもございすけれども、まずはこの交付金の趣旨を鑑みましてプレミアム商品券については実施すると考えたところでございますし、また滝川市におきましては生活支援型ということでこの消費喚起の部分の中にセットで生活支援の部分もあわせて実施するということでご提案をさせていただくところでございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例についての説明を求めます。

○滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例について

杉山課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 委員長 それでは、報告済みといたします。
続きまして（１）、平成26年度一般会計補正予算についての説明を求めます。
（１）平成26年度一般会計補正予算について
（別紙資料に基づき説明する。）
- 原田課長補佐 説明が終わりました。
委員長 質疑ございますか。
- 清 水 一部事務組合のことなので、本会議で聞かないでここで聞いておきたいと思う
のですが、M I C S事業の減額補正が非常に金額が大きいと思うのですが、
平成26年度は資材が高騰しているし労務単価も上がっている、上がる
方向なのかなと。第三小学校などが大分上がったので、主な建設費減額の要因
を伺います。
- 原田課長補佐 M I C S事業については、平成25年度、26年度の2カ年の工事ということで、
25年度当初、いろいろな工事があり不確定の中で概算で進んだというようなこ
ともあって、その後それぞれの工事契約していく中で契約の差額が出てきたと
いうことです。
- 清 水 これは、負担金とか分担金という形で構成市町から出ているわけですが、これ
は全額一般財源だったのか。これが減額されることによって構成市町の交付金
だとか、いわゆる自主財源以外のものが減額するということはあるのでしょうか。
- 原田課長補佐 これは、国からの交付金と各構成市町からそれぞれの交付金を一旦滝川市に集
めてということになるのですけれども、その構成市町の持ち分については廃棄
物事業債の起債を起こしたという扱いもありますし、残りは一般財源というよ
うな形になるかと思います。
- 委員長 ほかに質疑ございますか。
副委員長 指定ごみ袋の件で以前にも一般質問させていただきましたが、夏場の燃えるご
みの容量が半分ぐらいの袋をつくっていただけないかという市民相談がありま
したけれども、検討するということで終わっていますが、その後どのようなな
っているのかお聞きしたいと思います。
- 原田課長補佐 ごみ袋料金改定の市民への説明会の中でもそういった意見も出されていますが、
実際状況を見ながら判断していきたいというような回答もさせていただいて、
今のところ、さらに違った形のごみ袋を求める声はその後聞こえてきていない
ものですから、改めて今検討している状況にありません。
- 委員長 ほかに質疑ございますか。
（なしの声あり）
- 委員長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、（２）、滝川市手数料条例の一部を改正する条例について説明を
求めます。
（２）滝川市手数料条例の一部を改正する条例について
（別紙資料に基づき説明する。）
- 原田課長補佐 説明が終わりました。
委員長 質疑ございますか。
（なしの声あり）
- 委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(3)、滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(3) 滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
(別紙資料に基づき説明する。)

大橋係長
委員長

説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、(4)、石狩川流域下水道組合における汚泥等処理(MICS)事業についての説明を求めます。

(4) 石狩川流域下水道組合における汚泥等処理(MICS)事業について
(別紙資料に基づき説明する。)

原田課長補佐
委員長

説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、(5)、平成26年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(5) 平成26年度一般会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

橋本課長補佐
委員長

説明が終わりました。
質疑ございますか。

清水

財源振りかえということですが、未就学児医療費助成事業の1,708万9,000円というのはもともと全額一般財源で、それを交付金に切りかえるということで理解してよろしいですか。

橋本課長補佐

この分は、市の単独事業分で、全額市の単独費だった分です。それを今回そのまま交付金事業に振りかえるということでございます。

清水

この地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型というものの一部になるのですが、こういった一般財源の振りかえというのは例えば市民生活部でいうとかなりのものが本当は対象になっていたけれども、これを選択したという経緯があったのでしょうか。

榎木課長

こちらの選択につきまして、今回の補助事業は企画課のほうで行っておりまして、そちらのほうで選定されたものでございます。

田中部次長

若干補足をさせていただきますけれども、今回の国の総合戦略というところの趣旨に、今滝川市では単独でやっておりますけれども、これはあくまでも趣旨に合致する、そういうことであればこの国の戦略に乗っていくと、それが滝川市の今後の総合戦略に結びつくという考えでこれを選定したといたしますか、我々の所管部としてはこれが該当するであろうということでございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、(6)、平成26年度国民健康保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

(6) 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

寺嶋課長補佐

委員 長 説明が終わりました。

窪之内 質疑ございますか。

寺嶋課長補佐 基金からの繰り入れは当初しないと思ったのですけれども、1億1,500万円をしなければならぬということなのですが、この繰り入れた後基金はどれぐらい残ることになるのかお伺いします。

委員 長 現在2億1,400万円残っておりますので、約1億円程度残ることになります。

清水 ほかに質疑ございますか。

清水 歳入が、この段階で基金を1億円以上入れなければならぬぐらい減っている主なものが国庫負担金であったり国庫補助金ということで、こういったものは給付に連動するとすれば、給付は今回歳出でいえば1,000万円ぐらいの拠出金が減っている中で、国保の歳出が1億円というレベルまではふえていないと思うのです。歳出が数千万円なのに、歳入としての国庫負担金等がこれだけ減額するという仕組みというか、例えば途中で制度変更があったなどということはあったのでしょうか。

寺嶋課長補佐 今清水委員のお話にもあったのですけれども、共同事業拠出金の確定ということで、これについて国保連合会で道内の各市町村が過去の医療費の実績等に応じてお金をプールするような仕組みになっておりまして、その中で道内各市町村の合計額、このプールする金額自体が少なかったために拠出金としてちょっと額が少ないということで減少した形になっています。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(7)、平成26年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(7) 平成26年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

長瀬課長 説明が終わりました。

委員 長 質疑ございますか。

木下 不妊治療の支援事業の関係ですけれども、どのような周知の方法をとろうと考えていますか。

運上係長 周知につきましては、新聞、広報、ラジオ、それから各不妊治療、それから不育症治療を行っているであろう産婦人科の医療機関、市内、市外含めまして、滝川市民は旭川や札幌の医療機関に行かれる方が多いので、重立った不妊治療を行っている医療機関のほうにも周知をしたいと思います。また、市内で医療機関や女性の方が多く集まりそうな施設などにチラシやポスターなどを配付し周知したいと思っています。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

清水 妊婦健康診査支援事業が増額補正ということで、これまで市の費用負担事業としてはやられていなかったと。そのあたりをお聞きしたいということが1つと もう一つは、財源が新たに支出が2,300万円ということで、今回の地方創生は何年間見込まれるのかということと、それが切れた後の財源をどのように考えているのか伺います。

運上係長 妊婦健診支援事業につきましては、以前から同じ内容ですけれども、市の単費で行っております。そして、この地域創生の交付金事業については5年間見込まれるということで、その後につきましてはまた必要な事業だと思っております。

清 水 すので、引き続き市の予算のほうで見ていきたいと考えております。

長瀬課長 この文章の説明では、費用の増額補正と書いているのです。財源振りかえとは一切書いていないのです。要するに実態は財源振りかえなのか確認します。増額補正の意味でございますけれども、今回のこの交付金事業を活用しまして平成26年度で予算計上しまして、繰越明許で27年度事業執行という形で対応したいと考えてございます。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

窪之内 今回の件ですが、単費で行っていたと言うのだけれども、妊婦の一般健康診査については国がきちんとしなさいといった事業だと思っているのです。だから、交付税算入とか何か今までもあったと思っているのです。ですから、全くの単費でやっているわけでないということの確認と、そうやって交付税が算入されて実施してきたものをこの交付金事業を使って行くと、何か違和感があるのです。交付税で入ってきているのだから、地方創生先行型の交付金は違う事業をきちんとやればいいのか。ここで財源振りかえをしないでと思うのですけれども、その辺について伺いたいと思います。

長瀬課長 最初の財源の関係ですけれども、これは委員がおっしゃるように交付税が算入されている事業でございます。それと、ほかの事業についての部分でありますけれども、少子化対策の一環として今回この妊婦健康診査の支援事業も対象となることから、あわせて不妊治療を含めて今回この事業として組み込んでいきたいということでございます。

窪之内 説明はわかるのですが、せっかく交付税が入ってきているのだから、別に組みかえる必要はないのです。今後も交付税で算入され、もしこの交付金事業にしたら交付税算入がなくなるというわけではないと思うのです。だから、ここで使って、入ってくる交付税は違うことで使いたいという、さっきの乳幼児の医療費のこともそうですけれども、その辺の財源の考え方がちょっとよくわからないのです。乳幼児医療費の無料化をせっかくこうやって行っていますと言っているときに、市長の公約の一つであったものを財源を振りかえてしまったら、何なのだという気持ちになるので、交付税が入ってきているにもかかわらず、振りかえをしてまでこの事業を地方創生の先行型交付金として使わなければならない意味は、どこにあるのかを伺いたいと思います。

委員 長 今回の質疑の内容等につきましては、振りかえなのか交付税算入型なのかということについての質疑は本会議で質疑していただきたい内容かと思いますが、よろしいですか。

窪之内 はい。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

委員 長 (なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

長瀬課長 続きまして、(8)、三種混合ワクチン販売中止に伴う対応について説明を求めます。

委員 長 **(8) 三種混合ワクチン販売中止に伴う対応について**
(別紙資料に基づき説明する。)

長瀬課長 説明が終わりました。

委員 長 質疑ございますか。

委員 長 (なしの声あり)

委 員 長	それでは、報告済みといたします。
委 員 長	続きまして、(9)、平成26年度一般会計補正予算についての説明を求めます。
	(9) 平成26年度一般会計補正予算について
杉山課長補佐	(別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わりました。
	質疑ございますか。
木 下	使用可能な店舗リストは、プレミアム商品券と併用するとなっておりますが、使用可能な店舗は結構な数になるかと思うのですけれども、募集をかけるのか、それともあらかじめ市のほうで大体決めてお願いをするのか、それともまたどのような方法をとるのかお伺いします。
国嶋部次長	使用可能な店舗につきましては、今後実行委員会が商工会議所を中心として予定されておりますので、そちらで商工会議所、江部乙商工会に加入するお店だけではなく、広く店舗の登録を求めると聞いております。現在の見込みでは、四、五百店舗にはなるのではないかと聞いております。そのリストも従来の例えば灯油等の1枚物にはおさまり切れませんので、今のところの予定では薄い冊子形式のリストだと聞いておりますし、その使用可能なリストも一緒に送ると。また、プレミアム商品券と同時期に行うものですから、使えるお店等も混乱がないように同じところで併用させていただきたいと考えております。
委 員 長	ほかに質疑ございますか。
窪 之 内	有効期限を9月末までと予定したというのは、滝川のプレミアム商品券と同様にしたということだと思うのですけれども、郵送して申請をして、また郵送してもらうという期間を考えたときに、この商品券の有効期限を何で9月末で切ってしまうのかと正直思っています。これは、その期限について考え直すということはできるのかどうかだけお伺いします。
国嶋部次長	まず、有効期限を9月末と予定しておりますが、この変更は不可能だと考えております。なぜかと申しますと、商品券としてのプレミアムと同様の店舗リストにある店舗で使えるということ、またその商品券自体が6カ月以内の有効期限というのが財務局等の届け出も要らない期限だということで、従来も6カ月で経済部のほうで実施されていると。また、私どもの生活支援分としては、過去の冬の生活支援券、灯油券等につきましても実質の有効期限としては二、三カ月でございましたので、6カ月見込む範囲では私どもの商品券についても影響は少ないと考えております。
窪 之 内	届け出の必要がない範囲というのは6カ月だから、4月からということですよ。ということであれば、4月広報に折り込んで4月中旬に申請書を出してということになれば、5月から使えて10月までとか、4月は結局生かされないで終わるのではないかなという気持ちがあるということが1つと、換金ができないので、1,000円券で8枚と書いてあるのだけれども、おつりとか何かは出ないと思うのです。その辺の変更も、例えば500円を2枚にするとかということはどうできないと考えておいていいですか。
国嶋部次長	4月が無駄になるというお話がありますが、まず商品券自体が使われてお店から実行委員会に換金要求がある、またお店の請求する先、手間、それらも考えて同様の扱いとしたいということで、またプレミアム商品券については4月初旬に販売予定と聞いておりますので、販売のほうはその場で買えばその日から使えるということになりますが、私どものほうの券につきましてはやは

り申請して送るというちょっとタイムラグは生じます。ただ、先ほど申し上げましたように過去に実施した同様の灯油券等の有効期限、使われる期間についても十分3カ月以内でおさまっておりますので、可能と考えております。また、この交付金の事業自体が早期にということをかなり求められております。ですから、例えばこれを冬に充てるために1月ごろからやりたいとかというのは、どうも実施計画上是認められないような動きであります。また、事業を実施した後、今のところちょっと未定ですが、少なくともプレミアム商品券のほうについては事業の実施効果ですとか、消費喚起額のアンケート等も実施してということで締め切った後のそういった作業も出てくると。年度内には必ず終わらせなさいということですので、逆算してもやはりこのスケジュールとしてはぎりぎりかと思っております。

500円を2枚にという細分化についてですが、経済部ともちょっと協議をさせていただきましたけれども、経済部で発行するのが最低1,000円の券で4億8,000万円ですから、何万枚、それをまた商店街へ500円券に分け、1,000円券に分けという事務上の煩雑さも考えまして、また例えばそれを普通のお店、食料品で買っていただくとしてもちょっと二、三品買っていただければ1,000円は超えるのかと思ひまして、今のところは考えておりません。

委員長
清水

ほかに質疑ございますか。

議案関連なので余り細かいことは聞きませんが、知りたいのは対象のそれぞれの世帯数とか、これは恐らく5年継続事業ではないのか、5年継続というのは地域住民生活等緊急支援のための交付金は5年間継続するのか、それを確認しつつ何年間続けようとしているのかということと、対象となる販売店であればほとんどのものが買えると。前々から問題というか、課題としてはかなりの方が大型店で買っているのではないかと。だから、地域経済にどれだけ寄与しているのだということという、特に今回は地方創生ですから、東京本社、札幌本社が稼いでも地域創生にならない。そういう点で資料要求がいいのかなと思うのですが、前回までのこういったプレミアムあるいは生活支援券の利用金額のうちどの程度が大型店、大型店はどれ以上とかという定義はまた別として、そういったことを聞きたいので、資料要求がいいかと思いますが、今、答えられるのであればお聞きしたい。

委員長

今の資料要求というのは、過去のこういった類いの案件での利用実態ということですか。

清水

そうです。

国嶋部次長

まず、この交付金につきましては、先ほどご説明しましたように先行型ではなく消費喚起・生活支援型になります。これにつきましては、今年度補正で翌年度に繰越明許の事業対象で、単年度限りでございます。

それと、大型店というお話がございましたが、これを実施することで消費喚起は確かに少しはあると。交付して使っていただけた分を私どもとしては、全てそれが効果があったと判断をいたしますが、保健福祉部としての主眼は先ほど申し上げましたように低所得の方の世帯を中心とした生活支援がメインになります。ですから、経済効果が主眼ではございません。また過去の実施についても福祉灯油のときは灯油店が全て、灯油を扱っている市内業者、また昨年実施しました冬の生活支援券でも灯油がそのうち4分の1であったという分類の集計はいたしましたけれども、店別の集計は行っておりませんので、ちょっとわ

杉山課長補佐 かりかねるということでございます。
また、見込みとしての世帯別については、担当のほうからご説明いたします。
対象見込みの5,045世帯の内訳でございますが、70歳単身世帯が2,712世帯、70歳と65歳以上の方で構成されている世帯が862世帯、母子及び父子世帯が457世帯、重度の身体障がいをお持ちの方の世帯が544世帯、知的障がいの方がいらっしゃる世帯が42世帯、精神障がいの方がいる世帯が23世帯、あと子供の多い多子世帯ですけれども、448世帯ですが、母子、父子世帯及び重度身障世帯との重複世帯が43世帯ございますので、合わせて5,045世帯になります。

委員長 清水 清水委員、先ほどの資料要求についてはよろしいですか。
今の次長のご答弁でこの生活支援商品券は地域消費喚起型ではなくて生活支援型だというご説明だったと思うのですが、今回の交付金はそんなにきれいにこれは消費喚起、これは生活支援というように分けるということが基本的な考えなのか、生活支援をしながら地域消費喚起するというものなのか、そのあたりをちょっと伺いたいと思います。

国嶋部次長 類型といたしましては、消費喚起・生活支援型になります。国が推奨して示されたメニューの中では、まずは消費喚起、例えば経済部で実施するようなプレミアム商品券などを第一に推奨してきておりまして、もしそれが実施できないような地域事情がある場合については生活支援のほうに振りかえても構わないというふうなうたい方のメニューであります。ですから、同じ消費喚起・生活支援型の中でも保健福祉部の所管としてきょうお示ししているのは、生活支援に重きを置いたことになります。ですから、先ほどの大型店のお話がございましたけれども、私どもといたしましては使えるお店に大型店等、要するに利用者の方の利便性の高いお店がたくさん載っていることにこしたことはないと思っております。

清水 清水 昨年の生活支援券が販売店別の統計はないということですが、やはりここまで滝川市の財政、あるいは人口減少社会ということで、そこがテーマになっているわけですから、いかにお金を地域で回るようにするかという観点で、これは保健福祉部だからどうか、そういうことではないと思うのです。それで、これを本会議で聞いても答弁はできないと思いますから、昨年の生活支援券に限って販売店、大型店とそれ以外という区分けでいいので、資料要求をしたいと思います。

委員長 所管のほうは、生活支援券の大型店もあわせて使用した実態の店舗数を押さえた資料は準備できますか。

国嶋部次長 1年前ですので支出した先の金額等、リストとしてつくれると思いますけれども、ただそれを分類するに当たって今清水委員がおっしゃられた大型店という定義を決めていただければそれ別に分けさせていただきますが、例えば看板は全国共通の看板でも経営していらっしゃる方がフランチャイズで地元というお店もありますし、ローソンであっても全国組織ですけれども、自分でやっているローソンというお店もありますので、それを言うていただければそれ別にお分けすることは可能だとは思いますが。

清水 清水 道が今、大店立地法で監督している店舗ということに限定してください。
委員長 資料として提出できますか。
国嶋部次長 大店立地法の基準、面積等以上のお店ということですので、経済部に何店該当するものがあるのか問い合わせた上で、そこに支出があればそれを分類するこ

委員 長 とは可能だと思います。

委員 長 所管のほうからは、限定的な資料は作成できるとのことですが、各委員の皆さんにお諮りいたします。資料要求するということによろしいですか。

委員 長 （異議なしの声あり）

委員 長 それでは、資料の提出をお願いします。

国嶋部次長 いつぐらいまでに提出できますか。

委員 長 あしたにはできます。

委員 長 それでは、机上配付ということをお願いいたします。

副委員長 ほかに質疑ございますか。

国嶋部次長 この該当する世帯のみでいいのではないかという周知の対象ですが、昨年度のときはとにかく全世帯に申請書を郵送して対象となる人に判断をさせてという経緯があったと思います。今回このように該当者のみの世帯に発送となった経緯は、どのようなことがあるのか、私はこれでいいと思っていますけれども、それが1点と、前回のときでも対象者の七十数パーセントぐらいしか申請がなかったと報告を受けていますが、今回この該当者に発送して申請が返ってこなかった世帯に対してどのような手を打つのか、この2点について伺います。

国嶋部次長 まず、周知の対象ですけれども、去年というか、まだ行っておりますけれども、臨時福祉給付金と子育てのものは国の事業になります。国が最初に示した周知方法、選定等のやり方に滝川市は従ったと。ただ、そのうちの別の考え方として、ある程度税務サイドで絞って税務サイドから周知するなら構わないという形にちょっと変わっております。滝川市については、その功罪を考えまして周知漏れがないようにということで全戸周知をさせていただきました。また、冬的生活支援券ですとかこちらの交付金事業については、ある程度地域の実情に応じてということで判断をして、実施主体は私どもにあると考えておりますので、より効果的なやり方として、ある程度対象と見込める世帯に絞っての周知を今回はさせていただきたいということであります。

委員 長 蛇足になりますけれども、新年度また臨時福祉給付金がございます。その周知に関しましては、今ちょっと検討している最中でございますけれども、昨年実施した給付金の国の周知の仕方への縛りがどうも緩くなってきておりますので、可能であれば新年度の給付金についてはある程度対象を絞った周知をさせていただきたいと考えております。

委員 長 それと、率ですけれども、もちろん対象見込みを見込んだ中での周知をさせていただいて、また対象漏れがあったら私どもに請求いただけるように広報や折り込み、事業周知を重ねてさせていただきますけれども、その後はやはり税情報が絡みますので、私どもで個別に周知というのはなかなか困難だと考えております。当初の周知、また時期を見てずらして再度申請がお忘れではありませんかというような周知を繰り返し行いたいと考えております。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

委員 長 （なしの声あり）

委員 長 それでは、報告済みといたします。

委員 長 続きまして、(10)、平成26年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

杉山課長補佐 **(10) 平成26年度一般会計補正予算について**

委員 長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員 長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(11)、滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(11) 滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例について

杉山課長補佐

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

ここで10分ほど休憩したいと思います。

再開は15時10分とします。

休 憩 15 : 00

再 開 15 : 11

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、(12)、平成26年度介護保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

(12) 平成26年度介護保険特別会計補正予算について

須藤主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内

須藤主査

補正額が結構な額なので、どの程度の見込みからどの程度ふえたのか伺います。当初予算のときには、全体の年間の延べ人数を8,980名で見込んでおりました。それに対しまして、昨年度の後半から伸びてきて、平成26年度の見込みとしましては9,215名と見込んでおります。また、この人数のほかにデイサービスセンターを利用される方につきましては、短時間利用される方もいれば、一日中利用される方もいます。今回当初の見込みのときには、短時間利用者もそれなりに人数をカウントしていたのですけれども、実際年度に入りますと短時間利用者が少なく長時間が多かったということも増加の要因と考えております。ほかに質疑ございますか。

委 員 長

木 下

人数がふえたこともさることながら、介護をする側もふえた形になると思いますが、雇っている介護士の方もふえたのかお聞きします。

須藤主査

介護職員の人数につきまして、年度途中でふえたのかということは、今持ち合わせておりませんが、国で定める基準では介護職員は西町デイサービスセンターの場合に限りませんが、3名でいいということになっております。ただ、西町デイサービスセンターについては、常勤換算で8名いるということになりますので、それなりの対応はできていると思っております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(13)、公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）についての説明を求めます。

鈴木係長
委員長 (13) 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）
（別紙資料に基づき説明する。）
説明が終わりました。
質疑ございますか。

委員長 （なしの声あり）
それでは、報告済みといたします。
続きまして、(14)、滝川市介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

柳主幹
委員長 (14) 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例について
（別紙資料に基づき説明する。）
説明が終わりました。
質疑ございますか。

委員長 （なしの声あり）
それでは、報告済みといたします。
続きまして、(15)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を求めます。

柳主幹
委員長 (15) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
（別紙資料に基づき説明する。）
説明が終わりました。
質疑ございますか。

委員長 （なしの声あり）
それでは、報告済みといたします。
続きまして、(16)、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を求めます。

柳主幹
委員長 (16) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
（別紙資料に基づき説明する。）
説明が終わりました。
質疑ございますか。

委員長 （なしの声あり）
それでは、報告済みといたします。
続きまして、(17)、平成26年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

前田課長
委員長 (17) 平成26年度一般会計補正予算について
（別紙資料に基づき説明する。）
説明が終わりました。
質疑ございますか。

委員長 （なしの声あり）
それでは、報告済みといたします。
続きまして、(18)、滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例についての説明を求めます。

(18) 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例について

前田課長
委 員 長 (別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(19)、滝川市立保育所条例の一部を改正する条例についての説明
を求めます。
(19) 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例について

前田課長 (別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(20)、滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例についての
説明を求めます。
(20) 滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例について

前田課長 (別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。
それでは、(21)、滝川市子ども・子育て支援事業計画案についての説明を求め
ます。
(21) 滝川市子ども・子育て支援事業計画案について

前田課長 (別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

清 水 それでは、計画案の概要版のほうで、まず5ページの市民に求められる子育て
支援環境づくりということで、民間保育所の運営というところまで書かれてい
ますが、これにかかわってまず1点目、院内保育所は民間保育所に含まれない
と思うのですけれども、若葉台病院は多数の介護士がいらっしゃるのですが、
院内保育所を使えないということがかつて相談を受けたりしまして、恐らく現
在でも預けられないと思うのです。というのは、道の制度が看護師に限定して
いるということが原因ですが、現状の介護士不足というのは非常に厳しいもの
があり、かつ緑寿園の建てかえに伴って40名増員しなければならないと。そ
ういう中で例えば若葉台も緑寿園も江部乙にあると。江部乙保育所は、社会福祉
事業団の所有で民間保育所です。江部乙保育所でということを特定するわけ
ではないのですけれども、江部乙にそういった介護士需要が非常に多いという中
で、次の3年間あるいは5年間でそういったことを調査、あるいは必要に応じ
て事業者と話し合いをして、例えば道の制度で看護師を対象にした補助に準ず
るような制度を滝川市でできないものか、きょうは具体的な答弁は要りませ
んけれども、そういったようなことをこの計画の中に反映できないのか。
2点目は、同じページの放課後児童クラブ事業ですが、本編にも懸案の北地区
公民館の定員超えについての対策が書かれていない。これまでの答弁でも三世

代交流センター分館への学童クラブの新設などということも実際出てきているのだけれども、今回反映されていないということについて伺います。

3点目は、全体を貫くということではいわゆる子供の貧困問題について、本編にもかなりそれについての言及があり、例えば10ページの下段や12ページの少子化対策として期待する政策という世論調査の結果、また14ページの少子化の要因などで子供の貧困問題、いわゆる経済的な事情によって子供の成長、教育、就職までを含めて大変な状況にきているということが記載されていますが、この計画でそういったことに特に配慮するというものは盛り込まれているのか。これだけの施策があるわけですから、滝川市の子育て支援施策については評価しているのだけれども、子供の貧困ということが深刻だということの中で、こういったことを盛り込んだのか伺います。

佐々木部長

1点目の質疑ですが、今国のほうで介護人材確保対策ということを進めていまして、その中で基金などを設けながらどう対処していくということで、まだ明確に出ていないのですけれども、人材確保に関する事業について労働環境、処遇環境ということで社会保障審議会のほうでかなり具体的に検討しております。その基金が今後使えるのかどうかまだ明確に出ていないのですけれども、今そういう検討がされている段階ですので、いろいろと注視し情報収集しながら今後対応できるのかどうか考えていきたいと思います。

前田課長

放課後児童クラブの件でございます。北地区公民館につきましては、定員をオーバーしているという状況がございますけれども、先般説明させていただきました条例の中で放課後児童クラブに関しましては、基本的に1つの児童の支援単位を40人にするということが全国的に定められております。それで、滝川市の場合におきましては、一応猶予期間を設けるということで、この期間に関しましては年限を特段区切るという形はとりませんが、当分の間という形で決めさせていただいているところでございます。そして、移設あるいは分割ということも検討の中にはあるわけではございますけれども、この時期に放課後子ども総合プランというものが厚生労働省、文部科学省の両方の大臣連名によりまして昨年打ち出されました。その中で強力に打ち出されてきた方針が、学校の空き教室を極力使いなさいという方針が示されております。その放課後子ども総合プランの中におきましては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的運営、あるいは連携をとりながらの運営というものが方針として示されておりまして、これは総理大臣の発言におきましても箇所数を示しながら進めていくという形で示されたものでございます。これを踏まえまして、滝川市におきましても今現在全てコミュニティセンターで放課後児童クラブを運営しておりますけれども、その場所自体がそもそも学校で開設することができるのかできないのか、あるいはそれがいいのか悪いのかといったあたりについても検討を要する状況になっていると考えているところでございます。

そして、貧困問題につきましては、一応経済的な支援、直接的にこの中で示させていただいているのは本編の27ページということになります。ここでは、一応子育てに関連する手当てですとか軽減策、そういったものを一覽で載せさせていただいておりまして、今の段階におきましてはこういう形で経済的な支援の充実に努めさせていただくということになろうかと考えているところでございます。

清 水

佐々木部長が答弁されたものは、あくまでも国のレベルの話をされたので、滝

川市としては、介護人材の対策として本当に特養、緑寿園で40人の新たな確保ということができるのかと。それは主題でないけれども、そのためにはやはり市立病院でかなり効果を上げている院内保育ということについて早急に検討する必要があるのかなということで、国の話はわかりましたけれども、市の中でそういった話は全然出ていないのか伺います。

2点目は、27ページの子供の貧困についてはよくわかります。ただ、これをこの5年間で引き上げるという支援がそういう方向に向いているのかと。かつて前田市長が乳幼児医療費については国の責任だと、市町村ではもう限界だという発言もあるのだけれども、27ページの表の中に子育ての経済的な支援の充実ということが書いてありますが、さらに充実させていくという姿勢、あるいはやりたいという、そういう方向性について伺いたいと思います。

前田課長

最初の院内保育に関してでございますが、現状今の制度下におきましては直接的に市のほうで何らかの形ができるのかどうかということを考えた場合には、先般条例を制定させていただきました小規模保育事業の中の院内保育という形で認定をさせていただく必要があろうかと思えます。そのためには、さまざまな要件を満たしていただく必要が出てまいります、それを満たすことができるということであれば、小規模保育として公的給付も出すことができるようになりますので、そうした観点で考えることができるということが今現在のお答えになろうかと考えております。

そして、経済的な支援の部分に関しましては、例えば27ページの表の3番目の私立幼稚園就園奨励費補助事業につきましても、平成27年度から補助額の復元と書かせていただいております。これは、例えば3分の1の補助という言い方をしております、実際には3分の1以内という形で満額の補助ができていない状況がありました。そうした要因もあって、滝川市におきましても就園奨励費の補助は、国の単価よりも引き下げた形で実際に支給をしていたという部分がございますが、これにつきましても平成27年度からは正規の金額でお支払いをするということで、今後予算のほうでご協議いただくと聞いております。そうしたことも含めまして、方向としては市の単独でできるものは限られると思えますけれども、可能なものについてはそういう方向性は持っているということでご理解いただければと思っております。

佐々木部長

1点目の事業所内保育所の関係で、滝川市の事業所内保育所に対する考え方は前田課長の答弁のとおりでございますが、先ほど国の施策というお話しをしたのですけれども、今本当に介護士の人材確保に向けて国も施策を検討してまいりまして地域医療介護総合確保基金なるものを設けて、それをどう使うのかということを進めています。その中で最近の話ですけれども、人材確保に向けた具体的な方策の検討ということで、先ほどお話ししましたように社会保障審議会のほうでこういう文言も出てきているのです。事業所内保育所の運営支援など、子育てをしながら働き続けることのできる環境整備という、そういう方策も出てきておりますので、それらを十分注視しながら、どういうお金の流れになるのか、どのように使えるのか全然まだ見えないのですけれども、今後情報収集していきたいと思えます。

委員長
窪之内

ほかに質疑ございますか。

事前に通告しておりますので、その順に沿って質疑したいと思いますが、解明されたこともありますので、それは抜いて質疑したいと思えます。

まず、計画案の本編の20ページ、安心して子供を産み育てられる環境づくり、不妊治療費支援事業については先ほどの一般会計補正予算の中で説明がありましたので、助成基準及び助成の内容等については助成額、助成期間等についても事業の概要が示されましたので、その点についてはわかりました。ただ、お聞きしたいのは、現状でいうと、ここに示された中で見ると助成額は1年間につき上限10万円、それで助成期間は2年間となっているのです。これが本当に不妊治療に取り組む方たちにとって、この程度しかかかっていないのか、この程度の期間だけで終わっていないと思っているのですけれども、その辺の現状との絡みでこの期間と助成額が適切なのか、わかればお答え願いたいと思います。それで、この計画案では新規事業となっているのですけれども、先日説明された予算概要では新規事業と位置づけされていないのです。それはなぜかということについてお伺いしたい。

次に、23ページの市民に求められる子育て支援環境づくりについて、文言では市民に求められると書いてあったので、それぞれの市民一人一人に求められていることがあるのかなと思ったのです。でも、読んでいくと市民から求められている子育て環境づくりなので、市民から求められている環境づくりというほうがいいかと思います。それと、このページの現状と課題で、市民アンケートでも寄せられた冬場でも安心して遊べるスペースの検討など、親子の遊び場や云々と記載されているのですけれども、その冬場の遊べるスペースについて具体的な検討や事業の充実については書かれていないのです。何か検討されている計画があるのかお伺いしたいと思います。

次に24ページ、多様な保育サービスの充実について、先ほどの清水委員の質疑でも出てきたのですけれども、保育所保育料の見直しについて国が定める基準額の減額、さらなる引き下げの検討と書いてあって、保育料の引き下げを検討するということで、検討時期や減額に対しての考え方についてお伺いしたいと思います。

それと、27ページの表の中に国が定める基準から約10パーセントを減額とあるのですけれども、今までやっていたことを知らなかったのですけれども、これは全ての階層の方たちが所得基準に関係なく対象になっているのかなどについてお伺いしたいと思います。

それと、先ほど幼稚園就園奨励費の補助の復元のことを言っていましたので、復元することによってどの程度保護者の負担が減るのか、わかればお伺いしたい。3分の1以内ということなので、何年か前に減らした部分の復元かと思うのですけれども、ちょっと金額を忘れているので、お伺いしたいと思います。次、25ページの地域における子育て支援サービスの充実ということで、利用者支援事業というものが新規事業として始まるわけですが。そこでは、情報提供や相談業務ということはこれまでも実施してきたと思うのですけれども、今までとの違いや今度母子保健型の支援も考えているという、その母子保健型とはどんなものなのかについてお伺いしたいと思います。

次、26ページの児童の健全育成ですが、先ほど清水委員の質疑からも出てきていたのですけれども、放課後児童クラブ事業と放課後子ども教室事業で実施方針が67ページに示されていて、平成31年度までに移行、開設を目指す2カ所の児童クラブというような記載がありますが、これは先ほど言っていた学校の空き教室を利用してこれを一体化したものを移していくという検討をされている

のかと思うのですけれども、どこの2カ所の児童クラブを対象として一体的な形での空き教室という方向なのかお伺いしたいと思います。

それと、児童館事業について運営方法の再検討と書かれていて、今どのような運営方法を考えて再検討していこうとしているのかお伺いしたいと思います。

次、60ページに主要事業の目標事業量と書かれていて、63ページに(2)、教育・保育施設の一体的提供の推進の中で市内の幼稚園が平成28年度以降特定教育施設へ移行した場合、27年度は現状のままでいくという選択をしたようですが、28年度以降こういう施設へ移行した場合に何がどのように変わるのか、メリットやデメリットについてお伺いしたいと思います。

同じページの(5)、産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保について、育児休業が満了した時点では年度の途中になることが多いということで、円滑に幼稚園や保育所が利用できないという実態がきつとあると思うのです。それを育児休業の満了時からすぐに利用できるような環境整備に努めるとなっているのだけれども、整備とはどのようなことを言っているのかお伺いしたいと思います。

次、67ページの12、実費徴収に係る補足給付を行う事業と13、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の両方とも新規事業ですけれども、この2つの事業については国や近隣の動向を見ながら必要に応じて実施に向けて検討すると。その検討を始める判断基準になるのは何かということと新規事業そのものはどのような事業を展開しようとしているのか、その事業の中身についてもあわせてお伺いしたいと思います。

長瀬課長

私からは、20ページの不妊治療費、不妊治療の支援事業についての質疑に対して答弁させていただきたいと思います。

この不妊治療の上限の10万円の部分と期間に関してですけれども、一般不妊治療の部分は人工授精までを想定してございまして、それまでの部分の治療に対しては保険適用部分の3割の自己負担分の補助、それから人工授精につきましては大体1回1万円から3万円とされておりまして、通常6回か7回までのところで人工授精の治療の上限であるということから、2年間の部分であれば約20万円の中でおさまるのではなかろうかと考えているところでございます。それから、これ以上の部分の体外受精とか顕微授精につきましては、特定不妊治療という形の中で北海道の助成事業がありますので、そちらのほうに移行されるのではないかと。今新聞報道等もありますけれども、よく出てくる人工授精までの部分のところを今回この事業で支援していきたいというものでございます。

それから、新規事業の考え方でございますけれども、議員への予算説明でお話しした部分の中では新規になっていないのではないかとということかと思っておりますけれども、地方創生先行型交付金事業という部分を新規事業とさせていただいて説明していることから、事業的には新規事業という形でこの計画の中では新規という記載でご理解いただきたいと思います。

前田課長

冬場でも安心して遊べるスペースの部分でございます。ニーズ調査、あるいは窓口にいらっしゃるお母様方等からのお話でもお聞きしている部分でございまして、冬場に遊べる市外の施設ということで具体的には旭川市のもりもりパークですとか、砂川市の子どもの国まで出かけて利用しているというような声を実際にお聞きしたりしております。滝川市におきましてどのような形態

で提供できるのかということを検討するに当たりましては、現状におきましてなかなか新たな施設の建設ということは困難と考えております。一つの案いたしまして、こども科学館の活用方法の変更ということは今教育委員会のほうで検討されていると聞いております。これは、展示の変更にとどまらずに、小さいお子さん連れのご家族が遊べるスペースとしても利用できないかという観点を含めて検討を始めたとお聞きしておりまして、その検討の一環といたしまして春休みを利用して小学生の利用料を無料とする中で中央児童センターとこども科学館を自由に行き来できて一体的に遊んでいただくという仕組みを企画、検討しているところでございます。

次に保育料の見直しについてでございます。こちらは、一応さらなる引き下げの可能性の検討ということで記載をさせていただいているところでございますが、今般最終的には先送りとなりましたけれども、幼児教育の一部無償化ということが話題になりました。幼稚園を利用する5歳児に関する議論だったのですが、同じ5歳なのに幼稚園は無償で保育所はそのままなのかという議論もあったと認識をしております。国の政策が動く見込みとなった際などが、一つの検討の時期ということになるかと考えているところでございます。そして、国が定める基準から10パーセントの部分に関しましては、これは現状を含めまして全ての階層が対象となっております。一応保育料の月額を今500円刻みとしているために、きっちり10パーセントではない階層もございますけれども、10パーセント、あるいはそれ以上の減額を現にしているという状況がございます。利用者支援事業の部分でございます。おっしゃるとおり、現状におきましても情報提供あるいは相談業務につきましては通常業務の中で対応している部分がございます。今般子ども・子育て支援法第59条に定められました地域子ども・子育て支援事業としまして、この利用者支援事業というのは新たに法的に位置づけをされた事業でございます。その事業概要、考え方については記載のとおりとなるのですが、母子保健型につきましては保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握をし、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することによりまして、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施することが目的とされております。妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として位置づけるということが見込まれているところでございます。

続きまして、放課後児童クラブの部分でございますけれども、先ほど一部清水委員のご質疑にもございましたが、現在市内6カ所で放課後児童クラブを運営しておりまして、ご承知のとおり全てコミュニティセンターで運営をしております。先ほどとご説明が重なる部分がございますけれども、昨年5月29日に文科大臣、厚労大臣連名によりまして放課後子ども総合プランが発表されました。その中で極力空き教室を活用した一体的、あるいは連携した運営を推進するという発表がなされたところでございます。これを受けまして、滝川市でも再度検討する必要があると思っているところでございまして、この2つの児童クラブにつきましては今の段階で特定をしているという状況にはまだないのですけれども、ただコミュニティセンターの位置と学校の位置を考えた際に距離が離れていて、さらに定員をオーバーしているという状況もありますので、所管いたしましては北地区公民館、東地区公民館の2カ所を考えているところでございます。

続きまして、児童館事業の運営方法でございますが、これは現在平日13時から、土曜日は9時からで、終わりが17時、冬場におきましては16時30分まで利用可能とさせていただいているところでございます。この時間の設定につきまして、主に利用したい人ができない状況ではないかなどについて再度検討が必要と考えているところでございます。道内のさまざまな状況を調べたところ、一番多いのが17時までということで、今滝川市が運営している状況と同じでございます。ただ、18時まで、あるいは18時半までといったような形で開設をしている市もございましたので、そのあたりを協議させていただこうかと考えているところでございます。

幼稚園が特定教育施設へ移行した場合ということでございますが、現在幼稚園を利用されている保護者におかれましては幼稚園が独自に定めた利用者一律の入園料、保育料をお支払いいただいて、その上で所得に応じた就園奨励費補助金を受領しているということになっております。これが幼稚園が新制度に移行した場合には、所得に応じて滝川市が定める利用料を納めることとなりまして、この料金体系につきましては今の保育所と似たようなイメージと捉えていただければよろしいかと思っております。幼稚園から見た場合のメリットということで、公的給付の対象となることによりまして現在私学振興補助を受けながらの運営よりも収入的にはふえるであろうという試算がされているとお聞きをしております。ただ、これに伴いまして施設改修の必要が生じるということも同時に起きるということで、まだ慎重に検討されているとお聞きをしているところでございます。

育休の部分でございますが、現在保育所の利用に係る育児休業中の取り扱いにつきましては出産をされた年度の年度末までという取り扱いをしておりますので、例えば4月にお子さんが生まれまして、3月末までですけれども、今生まれても3月末までという取り扱いをしております、これを新年度からは出産後1年間という形で規定をさせていただくことといたしました。不公平感の解消を図ったところでありますけれども、具体的には職場の復帰時期に合わせた適切な情報提供等に努めていくということになろうかと考えております。

そして、実費徴収に係る補足給付を行う事業につきましては、事業概要は記載をさせていただいておりますけれども、実は予算積算時期までにこの中身の詳細な情報が入ってこなかったという事情がございます。近隣市町とも情報のやりとりをさせていただいたのですけれども、なかなか示されないので、判断ができないという声があちこちから聞かれていたところでございまして、先月末に入りましてようやく内容が示された部分もございます。これを受けまして、平成28年度からの導入に関しましてこれから協議をさせていただくということになろうかと考えているところでございます。

そして、多様な主体が本制度に参入を促進するための事業につきましては、具体的には待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保などに向けたものと規定をされておまして、滝川市としては当面は必要としないと考えているところでございます。ただ、状況が大きく変わりまして、例えば市内におきましても多くの待機児童が発生するというような状況になった場合には、小規模保育等の導入とともにこの事業についても検討する必要があるかと考えているところでございます。

就園奨励費につきましては、正確な額は把握しておりません。おっしゃられた

窪之内

とおり、以前のタイミングで削減をしたものがそのままになっていると認識しておりまして、1人あたりは階層が何階層かに分かれておりますけれども、数千円引かれていたというおぼろげな記憶がございます。

不妊治療費支援事業について、人工授精までの助成ということで見たら、この助成の制度で十分だという判断はわかりましたが、特定不妊治療という形で道に行った場合は、現状では治療を受けている方の道の助成というのは十分だということになっているのか、わかればお伺いしたいと思います。

保育料については、当面はないということがわかりました。

それで次、放課後児童クラブと放課後子ども教室事業ということでは、特定しているわけではないが、北地区、東地区公民館ということで話しをされていたのですが、これは子ども教室事業と一体としていくという方向をとるとということと空き教室を使うということはそういう方向に向かっていくのだと思うのですけれども、北地区、東地区、検討がこれからなのかかもしれないのですが、空き教室で対応できるスペースというのは現状であると把握されているのかお伺いしたいと思います。

次、幼稚園の関係の特定教育施設へ移行した場合ですが、幼稚園としてのメリットとデメリットはわかったのですが、利用者としての今の幼稚園の就園奨励費もあるのですけれども、所得に応じた保育料的な利用料になった場合、利用する側にとっては今の幼稚園の利用料と変わらないのか。保育料で見れば、段階別の国に沿った段階を使っているわけですから、こういった施設になった場合に幼稚園の利用料の決め方というのは今の幼稚園が決めているものと違うと思うのです。その辺が利用者にとってどうなるのか、試算した結果などがあればお伺いしたいと思います。

長瀬課長

次ですが、先ほど言った実費徴収に係る補足給付の件ですが、これを見ると就学援助の中身と似通ったものに対する援助ですけれども、これは就学援助に該当している人以外にこうした費用等を助成するということが、就学援助を受けた人に上乗せになるのか、そういう人たちは援助を受けているから対象にはならないと思うのですけれども、助成の対象となるのか伺いしたいと思います。

特定不妊治療費の助成事業の件でございますけれども、委員のおっしゃるとおり北海道が実施してまして、窓口が滝川保健所になっております。この助成金額は15万円が上限で、年間、初年度は3回までということになりますと、3回助成の申請をすると45万円になりますが、十分かどうかという部分については、私どもは治療費が幾らかかったのか把握してございませんので、ご了承いただきたいと思います。

前田課長

放課後児童クラブの関係でございます。学校への移転を検討するに当たりましては、おっしゃるとおり放課後子ども教室の一体的な運営を含め検討をしたいと考えております。そして、現状ということでございますが、正式なお話といえますか、具体的な内容をお話しする前段の雑談レベルで学校のほうとお話をさせていただいた機会がございまして、その際には空き教室はないという立場でこれまでも学校のほうからはご意見をいただいているところですが、かなりの数の特別教室という形で利用されているお部屋はございます。いわゆる通常の普通教室以外のお部屋、例えば2クラス集まって何かやるときに使い勝手がいいですとか、あるいは実際物置のような状況になってしまっているけれども、そういう用途で使っているというような特別教室というのはある程度ございま

すが、果たしてそれを学童のほうに使えるのかとなると、また別の問題と考えております。ですから、空き教室があるのかと言われますと、空き教室の確保は難しいと思います。ただ、特別教室をどの程度転用が可能なのかという観点でお話をさせていただくことになるのかなというイメージで今のところはおります。

そして、幼稚園の部分でございますが、これは利用料を滝川市が設定をする必要がございますので、いろいろとこれも近隣のお話をお聞きしたりしている最中ですが、基本的には今の利用者負担と変わらない金額に近づけて設定をするよう努力をしているという段階でございます。年間納める額、入園料プラス保育料が基本的な年間の額になりますけれども、これから所得に応じた就園奨励費を差し引いた額を保護者の方に納めていただくという形になり、この新制度に移りましたら就園奨励費自体がなくなりますので、そういう料金設定になるよう今検討をしている最中ということでございます。

そして、実費徴収の事業につきましては、就学援助は小学生以上ですけれども、これは未就学のお子さんが対象ですので、幼稚園あるいは保育所に通われている場合に関して対象になるものと考えております。

窪之内

未就学ということで見たら、所得制限を当然設けるので、設けるとしたらやはり就学援助的な基準というような程度の所得制限になる可能性が大きいと思っ

前田課長

ていいのでしょうか。
どこまでが対象になるというあたりの情報が実はなかなか出なかった部分でございまして、最終的に今出ている状況としましては生活保護のレベルという形で国のほうからは示されております。そこで、生活保護のほうで実際にさまざまな経費等を支出している中でこの費用も加えて出すことになるのかどうかといったあたりも含めて検討させていただきたいということでございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

2. 第1回定例会以降の調査事項について

委員長

それでは、2、第1回定例会以降の調査事項につきましては別紙のとおりと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

3. その他について

委員長

3、その他について、委員から何かございますか。

(なしの声あり)

委員長

事務局から何かございますか。

(なしの声あり)

4. 次回委員会の日程について

委員長

それでは、4、次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で、第51回厚生常任委員会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 16:25